

米国オバマ政権「景気刺激策」(その2)

アーンスト・アンド・ヤング JBSタックス全米リーダー
米国公認会計士 米国弁護士 秦 正彦

I はじめに

2009年2月17日に行われたオバマ米国大統領の署名により「American Recovery and Reinvestment Act of 2009 (景気刺激策)」が法律化されました。景気刺激策は金融危機に端を発する米国の不況対策の一つであり、「追加歳出」と「減税」の2部構成となっています。景気刺激策の総額コストは7,870億ドル(約74兆円)に上り、米国史上、最大規模の景気対策となっています。景気刺激策のうち、減税規定は2,865億ドルを占め、その大部分(2,320億ドル)は消費低迷対策として個人所得税減税に充てられ、再生可能エネルギー関連規定は216億ドル(約2兆円)を占めています。

前号(本誌Vol.45)では、景気刺激策の中でも法人税絡みの規定に焦点を当て、その内容を簡単に説明しました。今回は、オバマ政権が、教育、医療とともに力を入れている再生可能エネルギー関連の税務上の恩典に関して解説します。

II 再生可能エネルギー関連規定

景気刺激策の中には、再生可能エネルギー分野への投資を促進する目的の規定が数多く盛り込まれており、米国での当分野における大きな一歩をしるしたものとして評価されています。具体的には、再生可能エネルギー生産設備投資、エネルギー節約、エネルギー効率の高い製造工程、エネルギーおよび地球温暖化にかかわる研究開発などの刺激策が盛り込まれています。前号で触れた初年度特別(ボーナス)減価償却の適用期間延長も他分野の設備投資と並び、再生可能エネルギー分野の設備投資にも好影響をもたらすものと思われる。

新たに設立された連邦助成金、また適用対象が拡大された設備投資税額控除(Investment Tax Credit: ITC)などを利用して、従来以上に弾力的な投資形態が可能となっています。エネルギー政策は、これらの規定を通じて新しい産業の育成を助長し、苦境に陥っている製造業に活力を与え、雇用促進につなげていきたいという側面も有しています。これらの規定は多岐

にわたるので、ここでは日本企業への影響が大きい規定を中心に、その骨子を解説します。

III 再生可能エネルギー生産促進助成金

景気刺激策のエネルギー関連規定の中で最も注目を集めているものの一つに、新たに設立された、連邦政府による「助成金」があります。この助成金制度は、再生可能エネルギー適格生産設備を有する者に対して、ITCを選択する代わりに適用が認められるものです。適格となる生産設備は風力、ソーラー、バイオマス、水素、地熱にかかわるもので、助成金額は設備投資額の30%と規定されています。

助成金は、前述の適格設備が「2010年末までに事業用途に供された」または「2010年末までに設備の工事が開始され、かつ2012年末(風力)または2013年末(ほかの適格設備)までに事業用途に供された」場合に申請が認められます。

設備投資額の30%という金額はITCの金額と同額であることから、助成金は、設備投資を行った者が支払う税金をITCが上回るために投資時点で経済的な恩恵を受けることができないようなケースに、ITCを現金化するという効果を持つこととなります。

従来、再生可能エネルギーの設備投資は、パススルー事業主体を利用してITCなどの税務恩恵を投資家にパススルーするFLIPと呼ばれる形態で資金調達する手法が、頻りに利用されています。助成金制度の導入により、FLIPに代わる新たな資金調達法が確保されたといえます。ただし、助成金の利用が必ずしも従来の資金調達法と比較して常に有利だというわけではなく、助成金、ITCのいずれの規定を選択するかは、個々の事実関係に基づいて慎重に検討すべき事項となります。

米国の事業主体は州の会社法に基づいて組成され、その種類は株式会社、パートナーシップ(GP、LP、LLP、LLLLP)、Limited Liability Company (LLC)、事業トラストその他と、多

岐にわたりますが、税務取扱い上、これらの事業主体は「法人」と「パススルー」に大別されます。株式会社は、基本的に常に法人として取り扱われ(一定の条件を満たす場合には、税務上「S Corporation」と取り扱われる選択をしてパススルー扱いが可能)、ほかの事業主体は、納税者側で法人とするかパススルーとするかの選択(Check-the-Box規定)が認められています。

一般に、法人は事業主体レベルで課税された後、配当が再度、個人株主側で課税されることから二重課税の対象となるため、税務上は好ましい事業主体とはいえません。一方、パススルーを選択すると、事業主体側で課税されないというメリットに加え、事業主体の損失を投資家であるパートナー、構成員サイドで取り込んで、ほかの所得と相殺することができるというメリットもあります(相殺できる損失額には制限枠が設けられているケースもある)。さらに、パススルー事業主体で認識される所得、費用、税額控除などの項目をそのままの性格でパートナー、構成員に配賦することができるのも特長です。

数多くの事業主体の中でもLLCはパススルーを選択できるというメリットに加えて、株式会社における株主同様、投資家である構成員に有限責任が認められていることから、多くのパススルー事業主体がLLC形態を取っています。

前述のFLIP形態とは、実際に再生可能エネルギーの生産を行うデベロッパーと税務恩恵を目的に参加する投資家がパートナーシップ、LLCなどのパススルー事業主体を組成して事業を行うものです。パススルー事業主体はITCを含む税額控除などの税務上の恩恵を投資家に配賦することが認められています。税額控除の配賦を受けた投資家は、ほかの事業から発生する税金とパススルー事業主体から配賦されてくる税額控除を相殺することができるため、それを目当てとする投資家が多数存在します。

FLIP形態では、このパススルー事業主体の特性を利用し、税額控除およびキャッシュ・フローを当初、投資家側に優先的に配賦し、その恩恵を受けさせます。パススルーが組成された段階では、多くの持分が投資家に帰属していま

すが、投資家が一定の利益率を得た段階で、持分はデベロッパーに切り替わる（=Flip）という仕組みになっていることから、一般にFLIP形態と呼ばれています。

この手のパススルー組成、税務メリットの優先配賦は、パススルーとしての取扱い、配賦の経済効果と税務上の取扱いなど、かなり複雑な検討が必要となります。しかし、米国税務当局（Internal Revenue Service）は風力発電にかかわるFLIP形態に関してセーフハーバー規定（一定の条件を満たすことで税務上の取扱いが確定される）を公表しており、税務上の取扱いに予見可能性が高まり、FLIP形態が広く利用されています。

IV 電力生産税額控除の期限延長

ITCが設備投資額の30%に関して税額控除を認めるという規定であるのに対し、電力生産税額控除（Production Tax Credit：PTC）は発電量に準じて税額控除を認めるという規定です。具体的には、10年間にわたって、発電量1キロワット時当たり1.9セントの税額控除を受けることができます。PTCの対象となるのは風力、バイオマス（Closed-LoopおよびOpen-Loop）、地熱、小型灌漑（Small Irrigation Power）、水力、ランドフィルガス（主成分はメタンが40～60%、残りのほとんどは二酸化炭素）、廃物利用、潮力などとなります。

景気刺激策は、このPTCの適用対象を「2012年末までに事業用途に供された風力発電設備」または「2013年末までに事業用途に供された、ほかの適格再生可能エネルギー設備」と期間を延長しています。PTCの適用に関しては、その将来性が不透明だという懸念が存在していましたが、今回の延長で少なくとも中期的には懸念が払拭された結果となります。

V PTCに代わるITCの選択オプション

従来、PTCのみの利用が可能であったタイプ

の設備投資に関して、景気刺激策ではITCの代替選択を認めています。一般的にPTCのほうが長期的な恩典は大きいといわれており、その恩典が長期間を経て実現される一方、ITCは設備投資時点で恩典を一気に受けられるというメリットがあります。前述の助成金制度の設立と相まって、再生可能エネルギーにかかわる資金調達形態の選択肢が、さらに広がったこととなります。

VI 先端技術エネルギー・プロジェクト税額控除

景気刺激策は、米国における再生可能エネルギー関連の装置製造産業を育成する目的で、先端技術を使用した装置などの製造設備投資に対する税額控除を新設しました。

この税額控除は、エネルギー省と財務長官が適格と認めるプロジェクトのみが対象となり、審査対象となるのは、再生可能エネルギー装置、燃料電池、マイクロタービン、電気自動車用のエネルギー貯蓄、再生可能燃料の混合・精製装置、省エネ機器、スマートグリッドなどの製造プロジェクトとされています。適格プロジェクトに使用される減価償却対象の動産に対する設備投資の30%が税額控除となります。

また、再生可能エネルギーの生産装置を製造する側に対して税額控除が認められることから、装置の価格を低く設定することができます。財務長官による審査は、商品化実行可能性、雇用への影響、地球温暖化防止への効果、技術革新の度合いなどを念頭において行われるとされています。09年8月14日に財務省より具体的な審査プロセスの指針が「Notice 2009-72」として公表されています。

VII 個人の住居へのソーラーパネルなどの設置に対する税額控除

個人が自己の住居に設置するソーラー、小型風力、地熱ポンプ設備には設備投資額にかかわる税額控除が規定されています。従来、税額控

除は年間2,000ドルという上限が規定されていましたが、今回の景気刺激策は、この上限額を撤廃し、投資額全額に関して税額控除を認めるとしています。

VIII おわりに

2回にわたり、オバマ政権による景気刺激策の骨子を説明してきました。景気刺激策には、ほかにも細かい減税規定が多く盛り込まれており、実際の適用などに関しては、米国税務専門家に相談する必要があります。

オバマ政権は、景気刺激策を施行した後、09年5月には米国国際税務を大きく変更する案を公表しています。また、税法改正を含む医療保険システムの改定にも着手しています。どちらの規定も現段階では案ですが、今後、何らかのかたちで法律化されることは必至で、日本企業の米国事業にも影響が予想されています。これらの規定に関しては、またの機会に、ご紹介したいと考えています。

<お問い合わせ先>

アーンスト・アンド・ヤング

ロサンゼルス事務所

ジャパン・ビジネス・サービス

Tel：1 213 977 4388

E-mail：max.hata@ey.com